

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成26年5月29日
【会社名】	株式会社ウエスコホールディングス
【英訳名】	Wesco Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山地 弘
【本店の所在の場所】	岡山市北区島田本町2丁目5番35号
【電話番号】	086(254)6111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 大倉 一夫
【最寄りの連絡場所】	岡山市北区島田本町2丁目5番35号
【電話番号】	086(254)6111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 大倉 一夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生することになりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成26年5月29日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社の完全子会社である株式会社ウエスコおよび施工者を被告として、相楽東部広域連合（旧相楽郡東部じんかい処理組合）から平成19年2月22日付で提起された損害賠償請求に関する訴訟について、平成26年3月28日に京都地方裁判所より（判決書の送達を受けた日 平成26年3月31日）、被告は連帯して、損害賠償金548,732,524円およびこれに対する遅延損害金（平成9年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員）支払いを命じる判決を受けたことに伴い、現時点で認識される損失発生見込額を引き当てることといたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、平成26年7月期第3四半期決算において、訴訟損失引当金繰入額502,015千円を特別損失に計上いたしました。

なお、株式会社ウエスコは、当該判決を不服として、平成26年4月10日に大阪高等裁判所へ控訴しておりますので、本判決により直ちに原告に対し支払いが生じるものではございません。

以 上